（案）

令和２（2020）年 11 月 16 日　学部・大学院教育部会
令和２（2020）年 11 月 24 日　教育運営委員会

対面授業およびオンライン授業の実施に関するガイドライン

新型コロナウィルス感染症の流行により、2020 年度においては多くオンライン授業が導入されている。今後の東京大学における教育のあり方を考えると、対面授業・オンライン授業それぞれに長所があることに鑑み、来年度以降は適切な形式での授業実施が求められる。

対面授業か、オンライン授業かという授業の実施形式を考える上で重要な配慮事項は以下のとおりである。

1）大学教育では、単に教員から各学生への一方的な知識の伝授だけではなく、教員学生間、学生間など様々なインタラクションが重要となっている。
2）大学は単に知の伝授と新たな知の生産の場であるのみならず、学生そして教職員においても、人と人との交流による人格育成の場としても機能することが重要である。
3）特に、新たに大学の構成員となった新入生や新規の教職員においては、人的なネットワークを築き、東京大学の構成員としての帰属感と「居場所」を見出す機会を持たせるよう特別な配慮が重要である。
4）大学が様々な評価の場ともなっていることに鑑み、審査や試験の実施に際しては、その公正性が強く求められる。
5）大学における空間資源、人的資源が限られていることから、教室の割り当て上の制約があることにも配慮しなければならない。
6）以上に配慮した上で、教育効果が高く、学生の満足度も高い授業形式を選択する必要がある。なお、一つの科目において、対面、オンラインの授業形式が混在することもありうる。

上記の観点からは、以下を実施に関わるガイドラインとする。

1）実技を伴う授業、大学にしかない設備を必要とする授業は対面授業とする。
2）学部１年生、2 年生の後半から３年生前半、大学院１年生の授業においては、なるべく対面授業を優先する。
3）多人数の講義形式の授業では、オンライン授業とする。
4）対面授業でもオンライン授業でも、学生が単に一方的に視聴するだけではなく、考察したことを討議するなどのインタラクションの機会を設けることが望ましい。学生に、あらかじめ予習させ、教室では協働作業を行うというような反転授業の導入も考えられる。
5）自身もしくは同居家族に基礎疾患があるなど新型コロナウィルス感染症への強い不安を持つ学生への配慮は引き続き必要である。そのような学生が受講生にいるかどうかについて、情報を確保することも必要になる。
6）教育効果の検証と学生の満足度の調査を引き続き行い、必要に応じて授業の実施形式を再検討する。